平成２４年（フ）第１３９号
広島県福山市曙町３丁目７番17―101号　大栄マンション、旧住所岡山県笠岡市笠岡4908番地５
債務者　定光　宏美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４３号
高知県四万十市下田1414番地２
債務者　竹村　芳子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５０１号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目４番30―305号、従前の住所神戸市北区北五葉５丁目６番29号
債務者　宮田　久江（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１０号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４番19号　エスパシオ神戸801号室
債務者　ギターラこと　眞島　清美
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２０号
神戸市兵庫区大開通６丁目１番５―101号　ハイツＩＴＳＵＫＡ　Ｃ
債務者　加持谷澄子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４号
長崎県雲仙市南串山町丙5922番地１、前住所長崎県南島原市加津佐町甲3752番地
債務者　森川香代子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
長崎県佐世保市有福町11番地６
債務者　富永　俊一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免1096番地６、前住所長崎県北松浦郡佐々町口石免476番地３
債務者　江口　大重
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
長崎県北松浦郡佐々町口石免358番地10　アートインウインズ101号室、旧住所長崎県北松浦郡佐々町市瀬免586番地１
債務者　谷川　秀三
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免22番地２　森田康夫方、住民票上の住所長崎県北松浦郡佐々町口石免358番地10　アートインウインズ101号室
債務者　谷川　奈々
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２０８号
名古屋市南区元塩町２丁目４番地の23　西元塩荘105号
債務者　中村　　泉
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
青森県八戸市大字新井田字古館11番地15
債務者　紫葉　　透
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
青森県八戸市大字田面木字松長根21番地２　市営住宅
債務者　伊藤　晴奈
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
青森県八戸市江陽１丁目８番12号　蛭子住宅Ｂ号室
債務者　當麻美菜子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町森字西表261番地１
債務者　齋藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市若宮台32番21―207号
債務者　石川　和江
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部